

投資信託・公共債の口座をご利用のみなさまへ マイナンバーご提供のお願い

2016年1月よりマイナンバー制度がはじまり、当行においては、支払調書作成等の税法で定められた税務関係書類の交付を税務署に行うために、投資信託・公共債の口座をお持ちのお客さまにマイナンバーをご提供いただいております。

- ◆ 投資信託等の売却代金や分配金等の支払を受ける場合
- ◆ 特定口座やNISA口座を開設する場合
 - すでにマイナンバーを当行に提供している場合は、再度の提供は不要です。
- ◆ 氏名・住所などの変更の場合
 - すでにマイナンバーを当行に提供している場合は、変更前・後の氏名・住所が記載された本人確認書類(運転免許証等)の掲示を行えば、マイナンバーの提供は不要です。

*** マイナンバーには、厳格な取扱いや保護措置が設けられていますので、ご安心下さい。**

- ① 取得・利用・提供の制限
…マイナンバーは、法令で定められた目的以外での取得・利用・他人への提供が禁じられています。
- ② 安全管理措置
…マイナンバーを取扱う会社では、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。
- ③ 第三者機関による監視・監督
…マイナンバーの管理・運用は、個人情報保護委員会により、監視・監督されています。
- ④ 個人情報などは分散管理
…個人情報や財産情報は従来どおり、各行政機関で分散して管理することで、情報漏えいの連鎖を防いでいます。

◎ 投資信託・公共債の口座をお持ちで、**マイナンバーをまだご提供
いただいていないお客さま**におかれましては、**お早めにご提供いた
だきますようお願い申し上げます。**

ご提供期限：平成30年12月28日（金）

お早めのご提供をお願いします

ご準備いただく書類

お手続きの際に必要なとなりますので、窓口で原本をご持参ください。



マイナンバーカード
(個人番号カード)

または



通知カード
(またはマイナンバーが表示された
住民票の写し)

+



本人確認書類

- 顔写真あり:1点(運転免許証、パスポートなど)
- 顔写真なし:2点

(健康保険証、年金手帳、
住民票記載事項証明書、戸籍謄本(抄本)、
印鑑登録証明書など)

詳しくは、投資信託・公共債のお取引のある店舗へお問い合わせください。